

ZENKOKU 青税連

1989・7・20

増田会長

この一年を振り返る

税制改革は終わっていない!

さいたま大会であいましょう

——あらたな明日にむかって——

No.83

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会 長 増 田 恵 一 編集人 広報部長 宇久田 進 治

No.83 CONTENTS 1989.7



〈豊橋での理事会〉

○一年を振り返って

会長 増田 恵一…… 3

○税制改革は終わっていない

法対策部長

粕谷 幸男…… 5

○商法改正の動きと問題点

商法対策委員長

益子 良一…… 8

○税理士法を税理士の手で

蘇生させよう

名古屋青税 橋本 博孔……10

広報が皆様に届く頃には、注目の参議院選挙の結果が出ていることでしょう。新潟そして東京都議選では「もうダメサレない」と国民の鉄槌が下りました。そういえば確か大平元総理の言葉だったでしょうか「みごとなバランス感覚」が、ここで発揮されたという事ではないでしょうか。

それにしても消費税に対する反発は事業者、消費者ともに根強いものがある事を知らされ

ます。

見直し論の前に、当然やらなければならなかった消費税の是非論議を求められています。

税の専門家の意見をどしどし発表しましょう。

話しは違いますが、当広報部の活動も「さいたま大会」で終了、次号からは新スタッフの下で発行されます。どうぞご期待を……。

どうもありがとうございました。 広報部

「会長この一年」

全国青年税理士連盟

会長 増田 恵一



昨年8月7日第21回岐阜大会において会長に就任して、はや一年が経過しようとしている。

この一年間を振り返ってみると、まさに消費税に明け消費税に暮れようとしている一年であった。

この間元号が昭和から平成にかわるなど一つの時代の伏目であったような気がする。以下運動経過を交じえながら主だった活動を振り返ってみる。

消費税反対運動について

消費税反対運動を最重要課題として取り組んできた。この間再三に亘り国会陳情を行うとともに、陳情活動の中で知りあった公明党参議院議員の依頼で2回に亘り「消費税」についてレクチャーを行い、青税の「消費税」にたいする考え方を訴えてきた。10月29日には、東京お茶の水の全電通会館で「消費税反対大集会」を開催、集会後東京駅近くまでデモ行進を行い解散後数箇所に分かれ街頭でピラマキを行った。この模様は、読売新聞、TBSテレビ等でも取り上げられた。当日の設営、許可の申請などの準備を東京青税にお願いしたが、デモ行進、ピラマキなど全く初めての役員が多く大変であった。天皇陛下の病状の件もあり、デモ行進の許可が下りるかどうかが直前まで不明など、陛下の病状では中止もありえる状況でヤキモキさせられた。何はともあれ無事開催できたことをホッとするとともに、当日全国からご参集くださった会員の皆様、ご来賓の各政党及び団体の方々に感謝申し上げます。

政府自民党は11月8日には中央公聴会、9日には地方公聴会を開催、リクルート問題拡大に伴ない、急きよ翌10日単独で衆院税特委を開催、税制改革関連六法案を単独可決した。このため全青税

は、11月12日秋季シンポジウム終了後緊急集会を開催、抗議の声明文を公表、15日に国会行動をおこない自民党衆院税特委員に声明文を配付した。しかしながら政府自民党は一部野党との幹事長・書記長会談で取引をおこない、16日一部修正を加え審議不十分なまま可決参議院に送付した。11月24日には、更に34日間の会期の再延長がおこなわれた。

全青税では、12月8日を全国統一行動日として各地で一斉に街頭演説、ピラマキをおこない消費税導入反対を訴えた。又前回のピラマキの経験から「やめさせよう消費税」と印刷したポケットティッシュを作成し街頭で配り好評であった。13日～15日には連続で国会陳情をおこない各議員に署名簿を手渡した。16日に公聴会、続く17日参考人意見聴取がおこなわれ、参考人として現東京青税会長粕谷幸男会員の夫人が税理士として反対の立場から意見を述べた。

21日参院税特委で強行採決されるとの情報があき急きよ動員をかけ、国会へ向かった。委員会室入口前で審議状況を見守ったが、灰皿、衛視の帽子が舞うなか自民党により強行採決された。正に数による暴挙であり、これが民主主義国家の国会なのかと、啞然とする思いであった。23日参議院本会議が午後5時過ぎから開かれ、全青税では傍聴活動を行った。社会、共産両党による牛歩戦術は深夜に及び休憩後翌24日夕刻まで続いた。本会議は、最後の法案である税制改革関連六法案の審議に入る前に、社会、共産両党の議員が一斉に退場、傍聴人の大部分も引き上げたなかで趣旨説明があり、自民党による、賛成意見、野党による反対意見表明の後、自民党議員のバンザイの声のなか国民の反対の声も空しく呆気無く消費税法は成立した。傍聴人の一人が「この恨みは選挙で返すぞ!」と叫んで退席していった言葉が今でも耳の中に残っている。この日から「消費税導入反対」運動は廃止に向けての運動へと変化せざるを得なくなった。

消費税法案が可決されるのを待つように翌年1月7日天皇陛下がご崩御され、昭和の時代が終わった。元号が平成にかわり4月1日から消費税が実施されるということで、マスコミ等もこのころから一斉に消費税の問題点をとりあげだした。このようななかで、全青税は「消費税に対する今後の運動について」を発表、会員に対して今後の運動の方向を明確にしていった。これを受け各地の単位青税で「消費税」に反対の立場から研修会が開催され会員の好評を得た。2月に入り国政、地方選挙で消費税に反対する候補者が当選又は大幅に票を伸ばすなど、リクルート事件と相まって国民の怒りが現実のものとなって表れてきた。これで夏の参議院選挙、その後の衆議院選挙の結果次第では「消費税」は廃止できるという確かな展望がでてきたと言える。

4月12日に日税連に対して「消費税廃止に関する申入書」を、日税政に対しては消費税法案に賛成した議員は推薦しないよう「要望書」を提出した。また「廃止させよう消費税」のシールを作成全会員に配付するとともに、消費税が実施されて2ヶ月間の実態を調査するため各単位青税にアンケートをお願いしている。この結果は最終的に全青税レベルで集計し、マスコミ等に発表していく予定である。会員の皆様のご協力をお願いします。

第三次商法改正について

昨年10月ヨーロッパの商法監査の実情について調査すべく、「ヨーロッパ商法事情視察団」を派遣した。ヨーロッパでは特にイギリス、フランス、ドイツの3国にしばり、これらの国の「監査」についての実情を調査してきた。その内容については「欧州公開・監査実情視察報告書」にまとめてあるのでご覧いただきたい。

日税連では、勉強会と称して作成した「会計調査人調査要綱試案」と「調査基準および実施準則試案」を11月に発表、更にこれは、日税連商対委員会での検討を終え、4月20日正副会長会に「会計調査人調査要綱案」として報告された。一方法務省では、7月17日の商法部会に向けて法案の検討を急いでいる。

法務省の主導で商事法務研究会内に設置された

「調査問題検討研究会」に日税連から税理士として瀬戸副会長と佐藤商対委員長が出席している。この会の目的は7月17日の商法部会までに調査問題について意見を出し合い一応の成果を得ることを目途としているが、実は会計士会と税理士会との話合いのきっかけの場を作ることが法務省の意図だと思われる。全青税は、このような動きに対しその都度検討し批判をしていくとともに、日税連に対して意見書を提出してきた。今後商法改正はまさに正念場を迎えるわけで、国会活動等運動を更に充実させて行かなければならない。

組織の拡大と強化について

本事業年度の目標として、個人会員の組織化と拡大をあげ、組織活動に取り組んできた。12月3日に鹿児島青税を訪問し、相互の理解を深めるとともに、宮崎地方の若手税理士との接触を依頼してきた。翌4日には、熊本で常務理事会を開催、個人会員との親睦を深めるとともに、単位青税結成にむけての活動を呼びかけた。2月18日には、岡山青税の協力で四国高松で常務理事会を開催、個人会員1名の出席を得て、四国税理士会の現状と若手税理士の勉強会の集まり「清新会」があることなどの説明を受けた。早速電話で懇談を申し込み、3月20日再度高松に赴き、四国税理士会館で、清新会の会員3名と懇談をもった。5月20日山形上の山温泉で常務理事会を開催、山形の個人会員と懇談をもった。この中で東北に「東北一和会」という青税と同じような試験合格者の会が存在すること。そしてこの会は、各県ごとに「××県一和会」という組織に分かれており、研修、親睦活動を中心として活動をしており、その歴史も青税と同じぐらいのことであった。5月27日豊橋青年税理士クラブの総会に組織部長、名青税前会長、刈谷西尾の代幹の4名で出席し、全青加盟を呼びかけるとともに、親睦を深めた。

当然のことながら一度や二度の接触で、単位青税の結成や新規加盟が出来るはずのものではない。地道ながらも近隣の単位青税で日常的に交流をおこない相互理解を深めていくことが重要だと感じた。各地を回って、青税の個人会員がそれぞれその地域で、青税の理念に添って地域の中心となって活躍していることを知ることができたことが取

獲であった。個人会員の方々に、会場の設定を始めとして大変お世話になったことを申し添えるとともに感謝いたします。

そ の 他

各単位青税の実情を知るため、各青税の発行する会員向けの案内書、会報等を全青事務局に送ってもらい、各単位青税の活動状況の把握に務めるとともに、忘年会、総会等は都合の許す限り出席

させていただいた。また近畿青税主催のサイパン旅行には、総務部長と二人で参加、大変楽しい時を過ごさせていただきました。

全青会長として一年間何とか任務を果たしてこれたのも、各役員そして各単位青税の方々の絶大なる協力によるものです。残す期間もわずかですが、最後まで青税発展のため努力したいと考えます。

最後に、さいたま大会を成功させるため会員の皆様のより一層のご協力をお願いいたします。



税制改革は終わっていない

法対策部長 粕谷幸男

'88年12月の通常国会において「税制改革等関連六法案」が、さして審議されることもなく、大多数の国民の反対するなかで、強行採決された。

この「竹下税制改革」は、法人税・所得税率等の引下げに代表される直接税の減税と消費税の導入による新たな増税を含んだところの税制改革となっている。消費税は、'89年4月1日から実施されており、その廃止の是非は、地方議会選挙、参議院選挙の争点となっている。6月25日の新潟における参議院補選において、自民党が絶対敗れることはないと思われていた候補を擁立しながら、大差で敗北したことは、国民の消費税廃止に向けてのうねりがつたわってくるようである。この消費税廃止が実現出来ることは「竹下税制改革」にかわる新たな、「国民による税制改革」のはじまりでもある。これは、「竹下税制改革」の方向への国民の訣別でもある。「国民による税制改革」の方向は、「竹下税制改革」とは異った方向であるといえよう。

そこで、「国民による税制改革」の方向を見誤らないためにも、「竹下税制改革」の功罪を明らかにする必要がある。なお、減税額等の試算数値は本年1月11日東京税理士界拙稿「竹下税制改革

と資産格差」を参照されたい。

1. 法人税改革は

法人税改革の中心的内容は、その基本税率が、平成2年度には、37.5%に、中小法人の税率が、28%に引き下げられるという税率の引下げである。

昭和61年分の「税務統計から見た法人企業の実態」に基づき、「竹下税制改革」を試算の関係上税率の引き下げ、受取配当金の益金不算入にしばって、みてみようと思う。

利益計上法人77万社のうち、資本金1千万円未満の法人は、72.2%を占めているが、その所得額では、利益法人の全所得額に占める割合が、11%にすぎない。一方、資本金1億円以上の法人数は1.8%にすぎないが、その所得額は、54%を占める。

1社当たりの平均減税額は、資本金1千万円未満の法人で約21万円、資本金10億円以上で、2億6千7百万円にもおよぶ。資本金規模別減税割合は、資本金規模が大きくなるにしたがって、てい増している。しかし、資本金10億円以上の法人で、その減税率が資本金10億円未満の法人と比べ低下している。これは受取配当金の益金不算入割合の引き下げ、配当軽減税率の引き上げの影響を他の

階級より大きく受けるためである。

法人数では、非常に少ない資本金1億円以上の法人の減税額は、減税額全体の66%を占める。資本金1億円未満の中小法人は、会社数で98%を占めるが、減税額で、34%を占めるにすぎない。このように、法人税の税制改革は、大法人の減税を中心とする内容となっている。なお、92万社の赤字法人は、言うまでもなく、税制改革の対象とはならない。

2. 所得税改革は

所得税改革は、その中心的内容は、税率等の引下げ、人的控除の引上げ等の減税をおこなうとしている。そこで、所得階級別の減税状況をみることにする。

昭和61年度「民間給与の実態」と「国税庁統計年報書」の申告納税者平均値所得額とに基づき、所得税の税率引き下げと人的控除引き上げ分をおりこんで所得階級別に試算を行った。

給与収入8百万円以下の階級と申告納税者の所得8百万円以下の階級の納税者数は、全納税者の94%におよぶ。その階級に属する納税者の減税額は、減税額全体の53.8%である。所得3千万円以上の階級に属する納税者数の割合は、0.2%にすぎないが、その減税額で18%におよぶ。納税者一人当りの平均減税額は4万である。減税額平均以下の所得階級は、5百万円以下の階級となり、納税者数で、80%におよぶ。5千万円以上の階級の平均減税額は、640万円で、平均減税額の159倍にのぼる。

このように、所得税改革は、法人税改革と同様、高額所得者層にこの減税の効果が大きくおよぶ。なお、所得税の非課税世帯は、国民生活基礎調査によると、昭和61年度で全世帯の16.2%で、その数で6百万世帯であるが、その世帯については、所得税の減税が何らおよばない。

3. 収入階級からみた消費税の負担は

年間収入階級別の世帯あたりの消費税負担額をみると、年間収入1千万円以上の階級の分布を所得税減税の分布状況と比較すると、所得税減税は、全体の34.9%であるのに、消費税は14.6%である。

一世帯当りの消費税負担額は、平均で7万1千円である。負担額の最も低い2百万円以下の階級

の消費税額と最も高い階級のそれと比べた場合、3.6倍で、この差は、8万6千円である。

一方、所得税の減税では所得階級2百万円以下の減税額6千円と5千万円以上の階級の減税額6百39万円と比べると、1千倍の開きがあり、その額で、639万円の差である。2千万円以下の所得階級で比べた場合でも、33倍、その額で、19万4千円の開きである。

このことから、明らかなように、消費税の負担は、収入の増加とともに、増加するが、階級間の開きはせいぜい3倍強にすぎない。一方、所得税減税では、さきに述べたように1千倍の開きがある。所得税減税と消費税の導入により消費税の新たな負担をあわせて考えると、竹下税制改革によって、低収入階級になればなるほど全体で増税になる傾向にあり、高収入階級になればなるほど、減税額は大きくなっていく。

現在、国民の間の資産格差が拡大しているおり、このことは、さらに、資産格差の拡大につながるものと考えられる。

4. 税制改革の資産格差におよぼす影響について

そこで竹下税制改革が、国民の資産格差にどのような影響をおよぼすのか改めて述べてみたい。

昭和62年度貯蓄動向調査報告から次の3つの収入階級別の貯蓄現在高を選んだ。消費支出は、昭和62年の家計調査年報により算出し、世帯類型は標準世帯とした。

(表1)

資産格差の比較は、各モデル毎の10年後の貯蓄額で比較するが、税制としては、①昭和62年の所得税、住民税の税率で利子・配当所得を総合課税した場合と②竹下税制改革との比較とした。毎年の貯蓄額は、給与収入から試算した税額と消費支出を控除し、その余を貯蓄の種類別に配分し、翌年その貯蓄が利子を生んでいくものとした。なお、給与等の条件は10年間変化がないものとした。

この試算結果について、表2に10年後の貯蓄額とその増加率および増差率を示した。

第10年目の各モデルにおける増差率を比較するとモデル3が最も大きい。これは、前述したように、消費税負担より所得税・住民税の減税額が、他のモデルより大きいためである。

モデル1と2、モデル1と3との資産格差の拡大をみることにする。表2のモデル1を基として、モデル2と3の税制度別の第1年目の貯蓄残高の差を100として、毎年の税制度別の貯蓄額の差を毎年、デフレートしたものである。これは、その差が、税制度の違いによって、10年後に、貯蓄額が、どれほど拡大するかをみたものである。つまり、採用する税制度が、貯蓄格差（資産格差）に与える影響度をみたものである。

モデル1とモデル2の格差は、竹下税制改革と総合課税と比べると42%拡大する。モデル1とモデル3の格差は、総合課税の場合で、10年後には2.14倍であるが、竹下税制改革では、2.49倍である。高所得階級に利子等の総合課税をおこなっても、モデル2との比較ほどには、ちぢまない。しかし、竹下税制改革であれば、それがさらに拡大

してしまう。竹下税制改革が、キャピタルゲイン課税について分離課税化の方向にあるのでおさらである。



そのため、資産性所得の総合課税化は、土地や株式の値上りによる資産格差を少しでも是正する上でぜひでも必要なことである。

表1

モデル 入力項目	1	2	3
給 与 収 入	4,217千円	8,459千円	18,269千円
社 会 保 険 料	294千円	464千円	596千円
消 費 支 出	2,710千円	5,715千円	7,964千円
定 期 性 預 金	2,728千円	4,787千円	10,226千円
生 保	1,497千円	2,567千円	5,059千円
有 価 証 券	750千円	2,845千円	15,727千円
貯 蓄 利 回 り			
定 期 性 預 金	3.77%	3.77%	3.77%
生 保	5.00%	5.00%	5.00%
有 価 証 券	4.68%	4.68%	4.68%

表2 制度間貯蓄増加率比較

収入階級別	第1年目	第2年目	第9年目	第10年目
モデル1				
消費税(竹下税制)	4,975千円	6,210千円	16,126千円	17,742千円
総合課税(昭和62年税率)	4,975千円	6,181千円	15,901千円	17,450千円
増加率				
消費税(竹下税制)	100.00%	124.82%	324.14%	356.62%
総合課税(昭和62年税率)	100.00%	124.24%	319.62%	350.75%
増差率	.00%	0.58%	4.52%	5.87%
モデル2				
消費税(竹下税制)	10,199千円	11,837千円	24,920千円	27,039千円
総合課税(昭和62年税率)	10,199千円	11,663千円	22,836千円	24,575千円
増加率				
消費税(竹下税制)	100.00%	116.06%	244.34%	265.11%
総合課税(昭和62年税率)	100.00%	114.35%	223.90%	240.95%
増差率	.00%	1.71%	20.43%	24.16%
モデル3				
消費税(竹下税制)	31,012千円	36,174千円	76,191千円	82,491千円
総合課税(昭和62年税率)	31,012千円	35,696千円	68,206千円	73,044千円
増加率				
消費税(竹下税制)	100.00%	116.65%	245.68%	266.00%
総合課税(昭和62年税率)	100.00%	115.10%	219.93%	235.53%
増差率	.00%	1.54%	25.75%	30.46%

5. おわりに

以上述べて来たように、竹下税制改革は、憲法の要請する応能負担の原則からいかにかい離しようとしているかがわからう。消費税が導入されれば、数年後、消費税の税率の引上げと同時に直接税の税率の引き下げがおこなわれるであろうが、それは、租税原則の憲法上の空洞化を意味する。

税制改革の方向は、応能負担の原則にそった改革が必要であり、現在の意義のある改革である。



商法改正の動きと問題点

—会計調査人調査制度の問題点を中心に—

商法対策委員会委員長 益 子 良 一



1. 法制審議会商法部会の動き

消費税の問題にかくれた形となつてはいるが、中小企業の切り捨てにつながる恐れがある第三次商法改正作業が、法制審議会・商法部会で行われている。

ちなみに、法制審議会・商法部会の7月以降の予定をみると、7月5日会社法小委員会、7月17日商法部会、9月6日準備会、9月20日準備会、10月4日会社法小委員会、11月1日準備会、11月15日会社法小委員会、11月29日会社法小委員会、12月20日商法部会と以上のような日程となっている。

このような日程で、「商法・有限会社法改正要綱案」のうちペンディングとなっている部分をつめながら、「商法等の一部を改正する法律案要綱(案)」の作業が行われている。

あとで述べるが、7月17日の商法部会までが、一つのヤマであり、12月20日の商法部会までで、すべての作業を終了させ、来春の通常国会へ上程をめざすという段取りとなっている。

2. 調査問題検討研究会への日税連の問題ある対応

法務省の事務当局者の要請を受けて、会計調査人調査制度に関する検討を行うため、民間の団体である商事法務研究会内に「調査問題検討研究会」が設置され、日税連では、瀬戸晃副会長と佐藤裕志商対委員長を委員として派遣している。(税理士界第982号)

しかしこの委員派遣について、日税連の商対委員会にはなんらはかられておらず、これら委員の人達はどのような資格で出席しているのか不明である。

対外的にみると、日税連の現職副会長と商対委員長が出席するということは、日税連を代表していると受けとられるおそれが多分にあるといえよう。

この「調査問題検討研究会」は、①改正試案の「調査」が制度として成立し得るかどうかの検討、②仮に「調査」が適当でないと言われた場合には、将来への展望として、中小会社の計算の適正を確保するための方法についても検討する。③差し当たり、制度の枠組みの可能性から検討をはじめ、ことを目的として設置され、7月17日の法制審議会商法部会には検討結果を報告するとしている。

(税理士界第984号)

もし仮に、この「調査問題検討研究会」で何等かの結論に達した場合、日税連は今後その結論に拘束されないといいきれるのだろうか。

3. 「会計調査人調査制度」の問題点

法務省の企図する第三次商法改正は、最低資本金制度の導入、登記所での計算公開等どれをとっても、基本的には中小企業の規制を強化してその活力を失わせるものである。

しかしその中で、とくに「会計調査人調査制度」の問題点についてのべたい。

昭和63年10月28日の日経新聞に「会計調査人制度大蔵省内でズレ」との見出しで、『「いろいろ問題がある」と導入に消極的な証券局と、「導入に賛成、税理士すべてに参入を認めてほしい」とする国税庁との間で見解のずれがみられた』と報道されている。

イギリスの内国歳入庁が、「中小会社の監査免除にはいかなる意味でも反対である…」と意見を表明している(欧州公開、監査実情視察報告書1988年全国青年税理士連盟以下「報告書」P17)ことを考えあわせると、会計調査人制度に国税庁が積極的なのは、この制度を税務調査に利用しようと企図しているあらわれではなからうか。

大谷参事官は、「税と経営1000号」で「会計士補、税理士は当然に会計の調査についての知識・能力があるとみなすことはむずかしく、その中から会計調査人としてふさわしい者を選別しなければならぬ。」と、税理士全員には資格を与えないといっている。

そうなると税理士会の二極化がすすむことが予想される。(前掲「報告書」P67西ドイツの例参照)

そして、そもそも会計調査人に税理士がなるといことは、納税者の代理人としての税理士制度と相容れないものであり、税理士制度を変質させるといえよう。

4. 責任と報酬

被調査会社が倒産した場合、英国の例(前掲「報告書」P22「イギリスにおける監査人に対する賠償請求」参照)でもあきらかなように、会計調査

人の責任は重く、適切な調査にもとづく適正な調査報告書になっていなければ、債権者から損害賠償を求められる可能性があるといえよう。

このことは実質的には、被調査会社の連帯保証人となることを意味している。

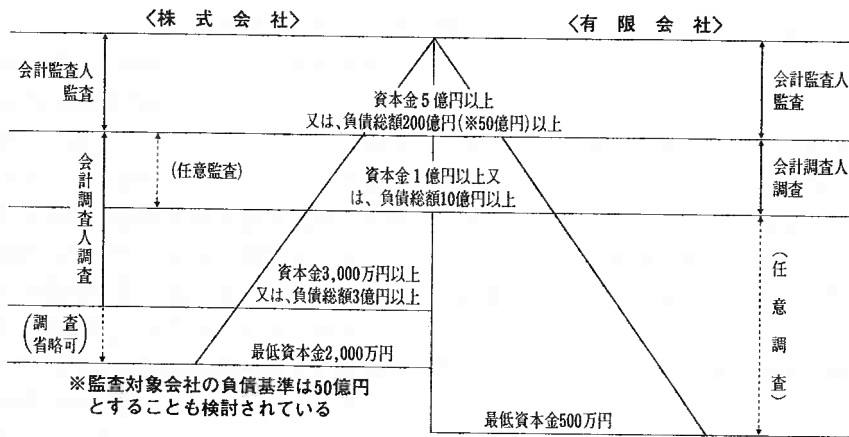
しかるにこの調査に対する報酬は、消費税の申告書の作業にかかる報酬を考えてみたとき、さほどとれないのではないかというのが私の実感である。

5. 税理士の関与先は……

会計調査人制度の受け入れは、負債総額50億円への引下げ案あるいは資本金1億円以上又は負債総額10億円以上の株式会社への任意監査の導入など会計監査人監査の拡大に道をひらき、そのことは税理士の優良関与先がうばわれていく結果となっていくと考えられる。

監査・調査対象会社の資本金及び負債総額による区分図

(商法・有限会社法改正要綱案より作成)



(東京税理士界第389号P5「商法改正の行方を追う」より)

6. 商法改悪阻止にむけて

全国青税では、昨年の10月にイギリス、西ドイツそしてフランスの「公開」と「監査」の実情を視察し、その結果を「欧州公開、監査実情視察報告書1988年」としてまとめ発表している。

なぜ、今「公開」・「監査」そして「会計調査人」なのか。

東京税理士会が昨年4月に実施したアンケート調査でも、中小企業の81%が会計調査人制度に反対しているし、日本商工会議所、全国商工会連合

会、東京商工会議所そして全国中小企業団体中央会も反対の意見表明をしている。

我々青年税理士は、税理士制度を変質させ、中小企業に過重な負担を強いるような商法改悪の阻止にむけてがんばろう。



税理士法を税理士の手で蘇生させよう

名古屋青税 橋本博孔

はじめに

早いもので小生も本年で青税正会員を卒業して賛助会員という会費要員になろうとしている。

小生が青税活動へ参加した当時は一般消費税導入問題で国内が騒然としていた。あれから11年たち、本年は政府自民党の執念と詐欺的手法により成立した消費税がとりあえず執行されている。

この両大型間接税は、形のうえでは一方は廃案、他方は施行と天地の差であるが、まだまだ最終的な結着がついたものではなく、国民・納税者側からの反撃も急速に進んでいる。6月25日の新潟参議院補欠選挙の結果がその好例である。いよいよ政治がおもしろい、と云えよう。来たるべき参議院選挙あるいは1年以内には確実に行われる衆議院選挙では、“この恨みはらさでや”を実行する『一票一揆』が成功する可能性が大きくなっている。

話が本題からそれそうであるが、実はそうではないのである。この10年来、シャープ勧告以来という戦後の直接税中心主義体系（もう一方の柱である総合累進課税の空洞化は著しいが）をくつつがえしかねない動きに対して、税務の専門家集団たる日税連という公的機関がどういう役割を果たしてきたのであろうか。

弁護士界の如く、弁護士法第1条、「……法律制度の改善に努力しなければならない……」を実践すべく各種の批判・提言が、我が税理士界においても、国民・納税者の立場から行われていたならば、もう少し違った展開もあったのではなかろうかと想像されるのである。

税理士法がそして税理士界が、真に国民・納税者本位に規定されかつ実践されていたならば、中曾根・売上税騒動以来の欺瞞的税制改革はおそらく一蹴されていたことであろう。

「税理士法改正に関する基本要綱」制定（昭和47年）当時の日税連の姿勢とその後誕生した山本義雄会長以降の日税連執行部の後退・転進路線の落差の大きさに目を見張るばかりであるが、その

前史も含めてふり返るのも意義あるものと考え、次代の税理士法改正運動のよすがとしたい。

I. 我が国税理士制度の沿革

税理士制度の歴史的沿革につき、紙数の制約もあるが、簡潔に触れてみたい。

1. 税理士制度前史（明治20年～昭和17年）

○日清・日露の両戦争の戦費調達のため、従来の地租・酒税の他に営業税の創設・増税がはかられ、これに伴う、税務の代行・折衝業務を専門的に行う職業群がいわば自然発生的に誕生・組織されていった。早いものでは、明治45年大阪において「大阪税務代弁者取締規則」が制定されている。内容面では、警察官署が強い監督権を持ち、取締立法としての性格を払拭しきれていない現行税理士法の事実上のスタートとなった。

○昭和17年 税務代理士法の成立

「……この戦争遂行のため、増税、増税で税金を取り立てていくうちには、文官や国民の反対に出合うことも考えられる。そういうときに、税務代理士に一役買わせようという気持があったわけです。だから、税務代理士法が戦時立法として成立したのは、なにも偶然じゃないのです。当時の軍部は国民が反抗したときには、なだめ役をかわせようという目的があったのです。」（初代日本税務代理士会連合会長駒井重次氏談）また、「……この際従来の無統制の税務代弁業者に……税務代理者としての品位を保持し一つは税務官庁の補助機関たるの心構えを以って納税思想の宣伝普及に努めて貰い……」（池田勇人政府委員（当時）の答弁より）

両者の発言により、税務代理士法の成立の背景並びに性格が言い尽くされているようである。

2. 税理士法の成立

○昭和22年5月3日 日本国憲法施行

○昭和24年 シャープ税制使節団来日

「第一次日本税制報告書」発表

○昭和26年 税理士法成立

シャープ勧告では、納税者の代理という標題の

なかで、「……もし単にえこひいき又は寛大を得るために交渉するのではなく、納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば、適正な税務行政はより容易に生まれるであろう」と期待を表明する一方、当時の税務代理士の質もいわば決して満足とはいえなかった歴史的な限界を背景として、「……税務代理士の活動の監督は厳重に行わなければならない」と弁護士会とは違って自主権を付与するには至らなかった。

3. 旧税理士法改正の経緯

○昭和31年 一部改正

○昭和36年 一部改正

日税連は徐々に自主権・代理権の確立をめざして改正要望運動を強めていったのであるが、両改正で現実に得られたのは手続面の整備に限定され、逆に強制加入に伴う大蔵省・国税庁の監督権が強化され、「特別試験」制度が当分の間から実質上、無期限に延長されるというきびしい内容であった。



○昭和39年改正案 40年廃案

昭和38年、政府税調に税理士制度特別部会が設置され、翌39年には税調答申を受けて政府案が提案された。業界の要望とは程遠いものであった。

これに対し、日税連は「税理士制度の本質は、税務行政の補助制度ではなく、あくまでも納税者の代理制度として把握されるべきである。このため税理士制度を規制する職業立法たる税理士は、納税者の權益擁護の見地から代理権限の明確化とその業務範囲の拡大を目標とし、その手段として税理士の資質の向上と自治の精神に基づく、自主的な運営を期待し、もって公共性を標榜すべきである」（日税連会報「税理士会」第266号より）と宣言した。——筆者注。これは一部に過激団体(?)といわれている全青税の文書ではなく、当時の日税連執行部の見解であることを銘記されたい——この結果、日税連は、業界あげて強力な反対運動を展開し、結局、政府案は国会審議が難航して遂に昭和40年6月廃案に追いこまれたのであった。

4. 税理士法改正に関する基本要綱の策定

○昭和41年 日税連税理士制度調査会発足

日税連は昭和39～40年の法改正運動の高まりを

受け、自主的な法改正運動に取り組み、十分な審議を尽くし、全会員の討議を保障し、実に4年の歳月をかけて業界の英知を結集した、「基本要綱」を確定したのであった。（昭和47年）

同基本要綱では、税理士制度が真に納税者の要請に応えるとともに民主的な税務行政の確立のため、税理士の権利の保障、税理士倫理と責任の明確化、税理士会の自主権確立など現行税理士法を抜本的に改正し、税理士の社会的地位の向上を図り、国民のための税理士制度として早急に確立されることが必要であると呼びかけた。

5. 現行税理士法の成立

その後、昭和50年代に入り、日税連は当局の圧迫（特に大阪では顕著であった）に会い、いつのまにか基本要綱路線は「至難、困難」と強調し、自らの法改正運動を終息させてしまった。このため、再び政府当局のイニシアチブの下で廃案になったはずの昭和39年改正案が甦り、遂に昭和55年4月、難産の末、一部修正のうえ可決成立したのであった。主な改正点は次の通りである。

(1) 税理士の使命

「中正な立場」から「独立した公正な立場」へ。（この文言修正を奇貨として、商法改正問題に関連して税理士の会計調査人資格を正当化しようとする議論が行われているのは記憶に新しいところである）また、最終段階において、ようやく「申告納税制度の理念にそって」という文言が挿入された。

(2) 特別税理士試験制度の「廃止」と資格認定制度の創設——実質的には「特試」の本資格上げ——が行われた。

(3) 使用人監督義務・助言義務規定の創設並びに税務援助の一層の義務強化

(4) 懲戒処分規定の慎重化の反面、懲戒処分の効力発生時期について、確定のときから処分を受けたときへ改められるという規制の強化・自主権の一層の後退

(5) 税理士の業務と職域の拡大

税理士業務の対象税目が限定列挙から包括規定に改められるとともに、会計業務が付随業務として追認された。

(6)通知公認会計士制度の廃止

以上のような改正内容をもって現行税理士法は再スタートを切ったわけであるが、基本要綱路線には余りにも程遠い代物であった。

II. 税理士法再改正運動をめざして

Iで我が国税理士制度の沿革を概観していることは、

1. 税務代理人制度が納税者の財産権擁護の本能的要求に基づいて、いわば自然発生的に生まれた。

2. 従って、代弁人の業務には脱税相談や上手な取引者としての機能が時として混在しており、税務当局の監督権を正当化する素地が払拭されなかった。

3. とはいえ、底流として、基本的には税務官庁に対抗して、納税者の代理人たる役割を果しつつ、国民のための税理士制度の確立に向けて着実な前進をめざす一大潮流も形成されてきている。

従って、今日においても、税理士制度の果たすべき役割として二つの相対立する考え方の攻めどあいがある、存在しているといえよう。

即ち、一つは税務行政の一環として、民間においてその補完機能を積極的に果たす——従って無償独占権という特権の付与と、その歯止めとしての税務官庁の監督、取締りを甘受するという考え

方である。

もう一つは、以上の考え方とは反対に、税理士に付与された業務独占権、税務代理の権限の行使は、あくまでも主権者たる納税者の財産権擁護、租税法上の権利擁護のために行使されんとする考え方である。そしてこの立場から制度論的に導き出されるのが、税務官庁の監督権を排した自主権獲得の運動であり、また上手な取引者に墮することのないよう、専門家としての広範な知識と深い教養・品位の保持が求められ、主体的に自己を規律するという点において高い独立性が求められるのである。そしてこの後者の考え方に立った、税理士の総意ともいふべきものが、先の「基本要綱」であり、今後の再改正運動の基本理念といわねばならない。

商法問題もいよいよ大詰めを迎える中で、日税連並びに我々個々の会員が、今改めて税理士制度の根本的理念、役割を新たにし、再生をはかることなくしては、真に納税者、中小企業のための商法改正の実現は不可能であろう。

税理士界内外の環境は税理士法再改正運動には極めてきびしい環境にある、あるいは機未だ熟せずという感もあろうが、税理士界自身の主体的努力なくしては前進がないのも自明であり、ここは全青税がその口火を切る崇高な責任があるといえよう。

朝日新聞全国版にも
とりあげられた
全国青税の消費税研究



写真が、なかなか好評でした。